

令和7年度宮城県障害福祉施設（訪問・相談・障害児（通所）・障害者（入所・通所））原油価格・物価高騰対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、原油価格及び物価の高騰下における、障害福祉施設（訪問系・相談系・障害児（通所）・障害者（入所・通所））の安定的な障害福祉サービスの提供を支援するため、「令和7年度宮城県障害福祉施設（訪問・相談・障害児（通所）・障害者（入所・通所））原油価格・物価高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）」を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象等）

第2 補助金の交付対象となる事業、基準額及び上限額は別表第1のとおりであり、令和8年1月1日までに事業活動を開始し、かつ、交付申請の時点で事業活動を行っている障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）を対象とする。

ただし、「令和7年度宮城県障害福祉施設（訪問・相談・障害児（通所））原油価格・物価高騰対策事業」（以下「令和7年度上期事業」という。）にて既に交付決定を受けた事業所については、別表第1“上限額等”を参照すること。

（交付額の算定方法）

第3 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（1）別表第1で定める入所系の事業所及び通所系の事業所については、令和7年12月1日時点（12月2日以降に指定を受けた事業所は指定を受けた時点）の事業所の定員数に、別表第1に定める基準額を乗じ、さらに別表第2で定める調整率を乗じた額

（2）別表第1で定める訪問系の事業所及び相談系の事業所については、令和7年12月1日時点（12月2日以降に指定を受けた事業所は指定を受けた時点）で補助対象となる車両台数に、別表第1に定める基準額を乗じ、さらに別表第2で定める調整率を乗じた額

（補助金の交付方法）

第4 本補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

（交付申請及び実績報告）

第5 規則第3条の規定による交付申請書の様式は、交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日までとする。

2 規則第3条の規定により交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（1）補助金額算出内訳書

- (2) 事業所別該当車両一覧表（訪問系の事業所及び相談系の事業所の申請のみ）
- (3) 振込先口座の通帳の写し

3 規則第3条第3項の規定により知事が添付を省略させることができる書類は、同条第2項第1号から第3号に掲げる書類とする。

4 交付申請は、規則第12条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

（交付決定及び額の確定）

第6 知事は、第5の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、内容が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

3 交付決定は、規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

（交付の条件）

第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助金の交付対象となった事業所が令和8年3月31日までに廃止、休止等により事業活動を停止した場合、別記様式第2号及び返還額算出内訳書（別紙）を提出することによりその旨を県に報告するとともに、別表第3に基づいて算出された額を返還しなくてはならない。
- (3) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (4) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（書類の提出部数）

第8 この要綱により知事に提出する部数は各1部とする。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月20日から施行する。